

#### ④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動として外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

### (2) いじめ防止等に関する措置

#### ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。  
〈構成員〉◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、SC、心の教室相談員  
〈活動〉ア アンケート調査及び教育相談に関すること  
イ いじめ問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること  
ウ いじめ事案発生時の対応  
〈開催〉学期1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

#### ② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。  
イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導並びにその保護者への助言を継続的に行う。  
ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。  
エ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。  
オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、佐渡市教育委員会及び佐渡西警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見・即時対応のための取組に関すること